

平成 26 年第 1 回松阪市教育委員会定例会会議録

日時 平成 26 年 1 月 29 日（水）午後 2 時 30 分

場所 松阪市教育委員会事務局教育委員会室

■報告事項

- 1 平成 25 年 11 月議会について
- 2 平成 26 年「松阪市新成人のつどい」について
- 3 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備について
- 4 松阪市嬉野体育施設条例の一部改正について
- 5 松阪市公の施設に係る指定管理者の指定について
(松阪図書館・嬉野図書館・嬉野体育施設)
- 6 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
- 7 第 9 回松阪市シティマラソンについて
- 8 第 7 回美し国三重市町対抗駅伝について
- 9 児童・生徒の問題行動等について

委員長 ただ今から、平成 26 年第 1 回松阪市教育委員会定例会を開会いたします。

最初に前回の会議録の承認を行います。会議録は、事前に委員さんに送付されており確認をいただいておりますので、よろしければ署名をお願いします。

(委員全員の承認による署名)

委員長 今回は、議案がありませんので、報告事項に入ります。報告事項に入ります。報告事項 1 から 9 を事務局より説明願います。

(事務局より報告)

委員長 ただいまの事務局の説明に対し、ご質疑はございませんか。

委員 管理委託の委託費はかなりの額になっておりますが、複数担当者が委託業務を担当されていて、その人件費を委託費として計上すると理解してよろしいでしょうか。

事務局 松阪市の図書館は、二つの図書館で館長 1 名、図書司書約 20 人いますので、現在 1 億 1,500 万円となっております約半分が人件費です。その他、図書購入費が指定管理の契約の中で 2,550 万円と決めさせていただいております。後は、委託料等で清掃委託・機械の点検委託・空調の点検委託の経費等でございます。

委員 スポーツ施設についても、グラウンド整備の器具を含めて複数の職員が管理するための人件費が主になると理解したらよろしいでしょうか？

事務局 約半分が職員の人件費で、後は施設管理の委託や光熱水費になります。嬉野体育施設については、施設管理以外にスポーツクラブが指定管理になっておりますので、地域のスポーツ振興という部分も含めて指定管理委託料として支出しております。

委員 代表選手の区分について、女子と男子でだいたいが対称になっていますが、例えば 40 歳以上の男子はありますが 40 歳以上の女子はなく、一

般女子はありますが一般男子はありません。男女がこのような区分けになっている理由はあるのでしょうか？

事務局 男子の場合は、各クラスにより走力が違ってくこと、競技人口も幅広いことが理由として考えられます。

委員 生徒の問題行動等で網掛けになっているのは何か理由があるのですか。

事務局 調べさせていただきます。

委員 不登校の定義を教えてください。

事務局 不登校の定義は、4月から継続して30日を超えて休んだ者です。

委員長 積算ですか。

事務局 はい。

委員長 病気以外でということですか。

事務局 はい。

委員 不登校の中には4月からずっと来ない人、単発で来ない人がいて指導の仕方が違うと思うのですが、どのようにされていますか？

事務局 不登校児童生徒の支援は多岐にわたります。担任が主になって対応しますが、担任だけでなく学校でチームを組んで養護教諭、スクールカウンセラー、ハートケア相談員そういった多様な方々が家庭訪問します。家庭訪問してその子のいろいろな課題を見つけ、その子が一歩踏み出せるような環境作りに努めております。また、保健室登校であるとか適応指導教室への紹介などいくつかの手段をご紹介して保護者のいろいろな思いや願いを解決していくための相談体制を作っております。適応指導教室に行った子どもの7割5分くらいが学校現場へ戻っていきます。不登校児童生徒は、一つの形で解決するわけではありません。地域の方々が協力してその家庭を支えたり、学校と保護者だけの解決ではなくいろんな関係機関、特に福祉関係が入って今の子ども達の対応にあたってい

るところです。

教育長

長期的に休む子どもと単発で休む子どもの指導についてのご質問だったと思いますが、一覧表を見ると5月の小学校で11人、中学校で23人という数字が突出しています。これは、4月から継続して休んでいた人が5月に30日に至り、数字として挙がってきたものです。後は、12月の中学校3人は、今まで休んではいたけれどこの12月の欠席で30日になったので挙がってきています。

学校としては、長期に休む子どもは医療的な機関や適応指導教室などの機関へしっかりとつなげていく、単発で休んでしまう子どもについては、担任の声かけを中心に、まだまだ支援を行って行く必要があると思います。行事の時にその行事に参加させるような誘いかけをしたり、さまざまな取り組みをしながらもそのときに休んでしまったので、このように数字として挙がってきてしまっている背景があると思います。

委員

おっしゃるとおり多数の要因がからみ難しいですね。

委員

起立性調節障害が不登校に関連しているというのをテレビでしていました。松阪市の中にも気付かないところでそういうお子さんもいるんじゃないかと思いました。学校へ来たり来なかったりするの、調子がいい時は学校に来られるが、調子が悪くなって朝起きれなかったりすると学校に来られない。もしかしたらそういったお子さんも全国的でみていらっしゃるのであればそういった要因についての関わり方も必要になってくるのではないかと思います。松阪市はどうですか。

委員

それに関連して不登校の人数が今年度小学校が合計42人、中学校が合計100人で、例えば中学校で5月からの数字が羅列されていますが、この中で不登校が続いているのかとか立ち直っているのかはどれを見たらわかりますか。

事務局

この資料からは数字的にはわかりません。30日を超えてもまた戻ってきて学校へ来られるようになったり、適応指導教室通い、再び学校に戻ってきたり、保健室登校ができるようになることがあります。これは累積して30日を超えた者の数で学校へ戻っていく数は今あきらかにされていないので、早急に調べて報告させていただきます。

委員 不登校からどれだけ立ち直ってきているのか見ていくのも大事と感じております。

事務局 適応指導教室に通室している子どもたちには支援センター・学校・その他関係機関が連携しあう中で学校に向かっている子が多くなってきています。ただ、通室児童生徒を見ましても鈴の森教室で23人、うれしの教室で15人の届出があります。ここに上がってくる子ども達の数からしたら通室している子どもたちの数は少なく、家庭での引きこもりというような形で家庭にいる子ども達がいるのは課題と考えております。

中学校で5月に多いのは、前年度から継続のような形で中々学校へ通えない子どもたちの数がこのような形で現れてきていると考えております。

委員 不審者ということでメールでいろいろ流してもらっていますが、その数でいくとここで書かれている数が少ないのではないのでしょうか。1月だけでも3回4回流れていますし、わからないのも合わせるともっと多いんではないかと思いますが。

事務局 不審者が出た情報を流している数とこの表の数が一致していないのは、高校の方や一般の方が被害者のこともあるからです。以前は高校や施設からの情報共有がなかったのですが、今は連携もとれ情報共有が図られてきました。メールは、小中学校の子が被害にあうケースだけでなく、各高校からいただいたものも地域へ発信しておりますので数値としては一致しておりません。

委員長 図書館について管理団体が図書館流通センターということですが、松阪図書館と嬉野図書館合わせてという形での委託ということによろしいのでしょうか。図書館改革は、松阪図書館をメインで考えられていると思いますが、嬉野図書館はどのように取り組んで行くのでしょうか。

事務局 松阪図書館と嬉野図書館とは一緒の松阪市の図書館となっております。松阪図書館が昭和62年建築、嬉野図書館は平成11年建築ですので施設を改修するとか直すという面では松阪図書館が中心になりますが、ICTの活用としてICチップで自動貸出機を入れたりというのは両方同じようにしていきたいと考えています。もっとこれから先の話になりますが、松阪市図書館として学校図書館との連携を考えたり、全域サービスを考え

たりといった図書館としてどうしていきべきかについては松阪図書館も嬉野図書館も同時進行でやっていきたいと考えております。

委員長 生徒の問題行動等で不登校 100 人は累積人数ですか。

事務局 はい。

委員長 年度で区切られているわけですか。

事務局 はい。

委員長 累積だと 100 人もいるのかと誤ってしまいます。いろいろご尽力いただく中で学校へ戻られている方もいると思うので、プラスマイナスの増減が読めるような形にしていきたいです。

また、戻れて 30 日出席したら実際戻れたとなるなどの戻った基準はありますか。

事務局 現段階で、不登校の子で継続的に学校へきている子は何人いるか確認させていただきます。

30 日を越えたら不登校という認定をしているが何日か通った子は戻ったという基準はございません。不登校になって戻るのにはいくつか要因があるからです。例えば、いっぱい元気がたまってきて友達のかかわりができるようになったり、自分の居場所があるなどです。学校でも運動会や修学旅行などさまざまな機会を捉えて登校刺激を加えておりますが、それだけで改善されることはありません。経過観察や適切な支援と指導が必要です。

また、不登校がなおったという見極めはなかなか難しいからです。学校へ戻っても落ち込むこともあればがんばって出て来こともあります。

事務局 先程ご質問いただいた、網掛け部分についてですが、小学校いじめで 4 月の報告の時は 0 で報告しており後で修正がかけられた部分です。

委員長 数字の訂正があったところが網掛けになっているのですね。

事務局 4 月は 0 から 1 になりました。7 月は 2 から 1 に減りました。9 月は 8 から 6 に訂正させていただきます。中学生のほうは 19 から 18 に訂正と

なりました。

委員 訂正した理由は何ですか。

事務局 いじめにつきましては、4月の報告時には、認知できていませんでしたが、その後の調査で「いじめ」と判断し、4月に1と訂正したものです。

委員 他のところは、少なくなっていますね。例えば不登校についても2から1、8から6に減っているのはなぜですか。

事務局 確認させていただきます。

教育長 事項書の報告事項にはあがっておりませんが、浜松市、広島市ノロウイルス集団感染の関係で、給食管理課から校園長会への対応について報告させます。

事務局 本日、10時から嬉野公民館大会議室において、校園長会を開催しました。浜松市の1000人以上のノロウイルスへの感染被害に代表されるように全国的にノロウイルスが発生しています。そこで保健所の方にノロウイルスの定義から対策まで講義をしてもらいました。

一番大事なことは、受けるだけでなく、何かの機会を設けて現場の方で子どもたちや職員等にノロウイルス対策について指導していただくことです。一回受けただけではすべては難しいですが、一つでも二つでも大事なポイントを学校現場で活用していただきたく校長・園長約80名ほど集めて、させていただきました。

委員 学校では手洗いうがいなどいろいろやっても家庭で移った子が潜伏期間の間に学校へ来て移るといったケースがあります。各家庭に対してプリント配布などふみこんでやっていないのでしょうか。

事務局 確かに、家庭でかかり学校等に来てノロウイルスが発生することもあります。しかし、給食管理課として一番大事なことは、給食現場従事者、つまり配送員も含めた調理員等への徹底をしっかりとやっていくことです。具体的には、ノロウイルスは12月～2月、3月が期間になるので12月または1月にノロウイルスのマニュアルや注意文書を配布しています。そして調理員には12月に研修をさせていただいております。また、浜松市

の件についてもパンからの感染であったことを受けて松阪市にあるパン業者2業者に対して衛生管理を含めてお願いさせていただきました。

家庭については学校と連携するとともに、学校支援課を通じてやっていきたいと考えております。

事務局

感染症予防について学校としましては、養護教諭からすべての学校で保健だよりを出ささせていただいております。そこには手洗いうがい・消毒の仕方・ドアノブの取扱・嘔吐した場合の対応の仕方を載せたりしております。また、保健係が一覧や模造紙に書いて啓発を図っているところ です。

今回給食管理課からやっていただいたことに基づいて各学校通信に載せる指導支援をしていきたいと考えております。

新型インフルエンザのあたりから感染症予防に関して保護者の関心も高くなってきています。

委員長

他にございませんでしょうか。

(委員から「なし」の声)

委員長

ないようですので、報告事項1から9は承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

委員長

ご異議なしということでございますので、報告事項1から9は承認いたしました。その他の項ですが、何かございませんか。

事務局

次回の教育委員会定例会は、平成26年2月18日(火)午後3時から教育委員会室でお願いします。

委員長

それでは、これで第1回松阪市教育委員会定例会を終わります。